

# 授業料等減免について

## 1 減免の内容

次の①「成績基準」と②「収入基準」③「資産基準」のいずれにも該当する方が対象です。

### ① 成績基準

学ぶ意欲のある学生であること(「学習計画書」を提出していただきます。)

※高校等の評定平均値が3.5以上又は学科における入学試験の成績が上位2分の1以上である場合は「学習計画書」の提出を省略することができます。

### ② 収入基準

直近の(令和元年度または令和2年度課税)市町村民税「所得割額」の、学生本人と生計維持者(父、母)の合計した額に応じて、表の減免額を減免します。

区分	減免額算定基準額 学生及びその生計維持者の市町村民税 の所得割額の合計額 注1	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額 授業料 195,000円/半期 入学料 県内在住者 112,800円、その他の者 263,300円
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3 授業料 130,000円/半期 入学料 県内在住者 75,200円、その他の者 175,600円
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3 授業料 65,000円/半期 入学料 県内在住者 37,600円、その他の者 87,800円

注1 政令指定都市(横浜市、川崎市、相模原市)に納税されている方は、3/4を乗じた額とします。

(市町村民税所得割の税率、一般市町村6%、政令指定都市8%に対応した措置です。)

例) 一般市町村(市町村民税の所得割額)本人0円+父20000円+母5000円=25000円=第Ⅱ区分

政令指定都市(市町村民税の所得割額)本人0円+(父27000円3/4=20200円)+(7000円3/4=5200円)=25400円=第Ⅱ区分

※ 課税額の確認方法

市区町村から市町村民税の課税証明書を取っていただくこととなりますが、毎年6月頃、市町村から「市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額の決定通知書」がお手元に届くかと思しますので、そちらも参照してください。

### ③ 資産基準

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満であること

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満であること

資産 : ・現金、・預貯金、・有価証券、・投資信託、・貴金属等(投資用資産に限る)

## 2 家計急変に伴う減免

家計急変事由が生じたことにより「収入が減少」した場合も、減少した収入に基づき、収入基準額(上記1②)を算定し基準を満たせば減免します。(「成績基準」「資産基準」は、上記1のとおり)

### (1) 家計急変事由

- ① 生計維持者の一方(又は両方)が死亡
- ② 生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- ③ 生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業の場合に限る。)
- ④ 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

### (2) 収入額の算定

事由発生後の収入から算出した年間所得の見込額(例えば、事由発生後3か月分の収入(給与明細などで確認)を4倍することにより年間所得の見込額を算出)により算定します。

- 1 申請方法 学生課窓口へ提出(郵送可)
- 2 提出書類

	提出書類	備考
1	① 神奈川県立産業技術短期大学校授業料等減免申請書	
2	② 申請者本人及び生計維持者に関する申告書	
3	③ 授業料等減免に係る学修計画書	次のいずれかである場合、「学修計画書」の提出を省略することができます。 ア 高校等の評定平均値が3.5以上である イ 合格した学科における入学試験の成績が上位2分の1以上である ウ 高校卒業程度認定試験の合格者である 該当するかどうかは、学生課(045-363-1232)までお問い合わせください。
4	住民票	世帯全員分
5	市町村民税課税証明書	本人、父、母(※生計維持者)
<p>※「生計維持者」とは、次の者をいいます。</p> <p>(1) 父母がいる場合・・・父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)</p> <p>(2) 父母がいない場合・・・父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる</p> <p>(3) 社会的養護を必要とする者の場合・・・父母の有無を問わず、独立生計と見なす。</p>		

○「家計急変事由が生じたことにより「収入が減少」した方」は、上記に加えて次の書類

事由	提出書類	備考
1：生計維持者の一方(又は両方)が死亡	次のいずれか ①戸籍謄本(抄本) ②住民票(死亡日記載)	市区町村役場
2：生計維持者の一方(又は両方)が事故又は病気により、半年以上、就労が困難	①医師による診断書及び ②㊸ 休職証明書	②勤務先に依頼
3：生計維持者の一方(又は両方)が失職(非自発的失業(※)の場合に限る。)	次のいずれか ①雇用保険被保険者離職票(写し) ②雇用保険受給資格者証(写し)	①勤務していた会社が発行 ②ハローワーク
4：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記1～3のいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	①罹災証明書	市区町村役場

(問合せ先 学生課 045-363-1232)